

Hong Kong Tax Alert

13 April 2026
2026 Issue No. 4

■ ■ ■
The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

EY 安永

Shape the future
with confidence
聚信心 塑未来

香港政府、(i) 関連会社から取得した知的財産(IP)および、(ii) IP使用権に係るアップフロントのライセンス料に関する損金算入を検討

上記2つの損金算入案は、政府が2026年1月に公表した業界向けコンサルテーション・ペーパーに含まれており、その後、2026年3月にステークホルダーとの意見交換が実施されました。

当該意見交換において、内国歳入局(以下、「IRD」)の担当者は、税務上の対称性の原則に基づく内国歳入法(以下、「IRO」)のセクション16EC(4)(b)の維持の正当性を含め、当該検討案における主要な税務規定の趣旨について、より詳細な説明を行いました。

これらに関する法案は、2026年中に提出される予定です。上記についてご質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご連絡ください。

関連会社からのIP取得に係る投資

損金算入の条件について

租税回避防止策として、現行のIROのセクション16EC(2)は、関連会社から全部または一部を購入したIPに係る投資について、損金算入を認めていません。多国籍企業がIP管理を香港に集中し、IPのグループ内移転を促進して効果的な活用と実用化を図るため、政府はセクション16EC(2)を適切に緩和することを検討しています。

この検討では、関連会社から購入したIPに係る投資について、以下の条件を満たした場合、損金算入が認められます。

適格IP	■ セクション16Eに基づく特許権およびノウハウ権 ■ セクション16EAに規定される著作権、登録意匠、登録商標、保護対象のレイアウトデザイン(立体形状)権、保護対象の植物品種権、および実演家の経済的権利(すなわち、その範囲は現行のIROのセクション16Eおよび16EAで規定されている8種類のIPと同一である)
租税回避防止規定	■ IROのセクション61Aの既存の一般的な租税回避防止規定に加えて、新たな「主要目的テスト」が導入され、関連会社からのIPの取得費用について、その取得の主要目的または主要目的の1つが租税上の便益¹を得ることである場合、損金算入が認められなくなる ■ IROのセクション16EC(4)に規定されているその他の現有の特定租税回避防止規定については、引き続き適用される。特に、本提案の下では、セクション16EC(4)(b)を維持し、ライセンス契約に基づき納税者以外の者が香港外でIPを完全または主に利用する場合にも、損金算入を認めない措置を継続する
移転価格要件	■ グループ内のIPの国内移転については、IROのセクション50AAJに基づく国内取引非課税取り扱いの対象外とし、香港の移転価格税制の適用対象とする ■ また、当該移転についても、関連取引の総額が一定の基準額を下回る場合を除き、香港の移転価格文書化要件が適用される
独立評価要件	■ 関連当事者間取引において取得原価が300万香港ドル以上である場合、第三者による独立評価報告書の提出が必要 ■ 損金算入を裏付けるため、要請に応じて独立評価報告書を提出する必要がある

香港のIP譲渡人の売却収入(キャピタルゲインを含む)に対する課税

香港の同一企業グループ内で価値が上昇したIPを譲渡する場合に、納税者が本案に基づいて過大な損金算入が認められることを防ぐため、譲渡人が受け取った売却代金(キャピタルゲインを含む)の全額から、当該IPに係る未だ損金算入が認められていない取得費用の額を控除した金額は、譲渡人の取引収益と見なされ、事業所得税の課税対象となります。

ライセンス契約におけるIP使用权に係るアップフロントのライセンス料

損金算入の適用条件

政府は、IPの開発・実用化をさらに促進するため、ライセンス契約の下でIP使用权に係るアップフロントのライセンス料について、それが資本性支出であるか収益性支出であるかを問わず、香港において課税対象となる利益を生み出すために発生したものである限り、損金算入を認めることを検討しています。

¹ 租税上の便益とは、内国歳入法に基づいて課される納税義務の回避、延期、または軽減を指します。

損金算入に関する条件の政府案は以下の通りです。

適格ライセンス	■ 独占ライセンス、単独ライセンスおよび非独占ライセンス
適格IP	■ 上記のセクション16Eおよび16EAに基づく8種類のIP
損金算入の期間	■ ライセンス期間を通じて均等に配分される ■ ライセンス条件が後日変更された場合、特別な規則が適用される
クローバックに関する取決め	■ IPライセンス権の終了または譲渡による収益のうち、許可額を超える収益は、課税対象となる取引収益として扱われる
租税回避防止規定	以下の状況が認められる場合、内国歳入局長官は以下の権限を有する。 ■ 損金算入の対象となる独立企業間価格を決定する ■ ライセンシーに対し、損金算入を裏付ける評価報告書の提出を求める ■ IP使用ライセンスの取得、譲渡、または終了に際して、その他の取引と併せて対価を適切に配分する

香港のライセンサーが受領するアップフロントのライセンス料への性質にかかわらず課税

さらに、税務上の対称性を確保するため、ライセンシーが本政府案に基づきアップフロントのライセンス料について損金算入を申告する場合には、香港のライセンサーが受領する、またはライセンサーに帰属する当該ライセンス料は、香港で課税対象収益と見なされます。

論評

EYは、上記の政府案を歓迎いたします。これらの案は、香港がアジアのIP取引ハブとしての地位をさらに強化するとともに、マーケティング、法務および評価等のIP関連専門サービスに対する需要を創出するものと期待されます。

香港のIP譲渡人に生じるキャピタルゲインに対する課税案

政府が、IPの価値が上昇している場合に、グループ内で当該IPを時価で移転することにより、グループ全体として当該IPの取得原価を上回る金額について損金算入が認められる点を懸念していることは理解できます。

しかし、この措置案は、納税者が価値上昇したIPを保有する対象会社の株式を取得するような商業的M&Aを促進しない可能性があります。このような場合、買手は、株式取引を通じて、実質的に価値上昇後のIPの価値全体を支払っていると考えられます。

買収直後に、グループ内でIPを統合してより効果的に活用するため、対象会社から他のグループ会社へIPを移転する場合、本措置案の下では、対象会社にキャピタルゲイン課税が生じます。これは、グループが当該IPの時価相当額を実質的に負担しているにもかかわらず課税されるということです。

上記の租税回避防止規定だけでは十分に対応できないのであれば、政府は、グループ内譲渡人のキャピタルゲインに課税するのではなく、グループ内譲受人に認められる損金算入を、当該IPについてグループが実際に負担した費用(株式取引に係る費用を含む)に限定することも検討し得る考えられます。

セクション16EC(4)(b)の適用維持をめぐる議論

IROのセクション16EC(4)(b)は、ライセンス契約に基づき、納税者以外の者によりIPが香港外で全部または主として使用される場合には、当該IPの取得費用について損金算入を認めません。当該規定を現行のまま維持することについては、議論の余地があるように思われます。

特に、香港納税者が、海外の委託製造業者に対して香港外でIPを使用する権利を無償で付与し、その委託製造業者が製造した物品の販売により香港納税者に帰属する利益が香港で課税対象となる場合にも、セクション16EC(4)(b)が適用され、当該IPに係る損金算入が認められないこととなります。

2020年8月に発行された改訂実務解釈指針(DIPN)第22号の paragraph 9では、ロイヤルティ所得の源泉地判定に関し、以下のように述べられています。

「香港外において知的財産に係る権益を取得し、これを香港外の第三者にライセンス供与して香港外で使用させる場合、そこから生じるロイヤルティ所得は、一般に、香港外源泉所得と見なされ、したがって事業所得税の課税対象とはならない」

前述のロイヤルティ所得の源泉地判定ルールと比較すると、上記の源泉地ルールは、IPの使用地に加え、IPの取得地およびライセンス供与地も重視している点に特徴があります。

したがって、**IPが香港で取得され、または香港でライセンス供与された場合には**、当該IPの使用地のみをもって、当該IPから生じるロイヤルティ所得の源泉が確定的に判断されるものではありません。すなわち、そのような場合には、ライセンス契約に基づき香港外におけるIPの使用権を付与して得られるロイヤルティ所得であっても、香港源泉所得と見なされ、IROのセクション14に基づき香港で課税される可能性があります。

また、ロイヤルティ所得が国外源泉所得であり、IROのセクション14に基づき課税されない場合であっても、国外源泉所得非課税制度（以下、「FSIE」）の下では、IROのセクション15Iに基づき課税対象となります。FSIE税制の下では、当該ロイヤルティ所得は、多国籍企業グループに属する事業体が香港にて「受領」した時点で、ネクサス要件に基づく適格な研究開発（以下、「R&D」）支出が生じている場合を除き、香港において課税対象となります。

ただし、購入したIPについては、通常、追加的なR&D支出が生じることはありません。これは、当該取得IPをさらに開発するためのR&D支出は、新たに開発されたIPにのみ帰属し得るためです。

納税者によっては、国外源泉のロイヤルティ所得について、「香港で受領されたもの」に該当しないように組成することが可能な場合があります（例えば、当該所得を株主への配当として分配することにより、FSIE税制の下で課税対象とならないようにする）。しかし、これは、セクション16EC(4)(b)を現行の形で維持することを正当化する十分な根拠とはならないように思われます。実際には、ビジネス上の関係により、一部の納税者はそのような取決めに採用できない可能性があります。

したがって、当該IPの使用権から得られる所得がIROのセクション14または15Iに基づき香港で課税対象となる場合に、セクション16EC(4)(b)を適用して当該IPの取得費用に係る損金算入を否認することは、税務上の対称性の原則に反することになります。

税制上の対称性の問題への対応策

香港納税者が、海外の委託製造業者に自社IPの使用を認め、その委託製造業者が当該IPを用いて当該納税者のために製品を製造する場合、IRDは、そのIPの使用を委託製造業者によるものではなく、香港の納税者によるものと見なされるかどうかを検討する可能性があります。つまり、委託製造業者が当該IPの使用に関して当該香港納税者の代理人として行動していると認められる場合には、そのような取決めは現行のセクション16EC(4)(b)の適用対象にならない可能性があります。

また、2011年のシンガポール所得税上訴委員会の決定である「*ATG v Comptroller of Income Tax [2011] SGIBR 2*」という事例も参考になります。この事案では、シンガポールの納税者が海外の契約製造業者に提供した機械設備について、その契約製造業者もその取決めから利益を受けるとはいえ、シンガポールの納税者の課税対象利益を生み出すためのものであると判断されました。その結果、シンガポールの納税者は、その機械設備の使用について税務上の減価償却控除を行う権利を有するとされました。

同様に、香港納税者が海外の委託製造業者に自社IPを使用させて製品製造を委託する場合にも、当該IPの使用は、香港納税者の課税対象となる事業利益を生み出すためのものと見なされる可能性があります。

さらに、香港納税者が委託製造業者に暗黙のロイヤルティを請求する場合にも、IRDは、その許諾が香港における通常の取引業務の過程で香港から付与されるものであることを踏まえ、そのようなロイヤルティ所得が香港源泉所得と見なされるかどうかについても検討する可能性があります。

「主要目的」テストの導入は妥当ではない

関連会社から取得したIPに係る費用について損金算入を認める政策目的は、香港へのIPの導入を促進し、IPを集中することで、より効果的に活用できるようにする点にあると考えられます。

このような観点からすると、「唯一または主たる目的」テストに基づくIROのセクション61Aの一般的な租税回避防止規定よりハードルの低い「主要目的」テストを新たに導入するという提案は、正当化されないと思われます。

アップフロントのライセンス料の損金算入に係るIPの対象範囲の拡大または明確化

IROのセクション15(1)(a)、15(1)(b)および15(1)(ba)の対象となるIP使用权に関して、香港外のライセンサーが受領するアップフロントのライセンス料は、通常、香港で源泉徴収税の対象となります。これらの条項が対象とするIP権の範囲は、本提案の対象となる8種類のIPよりもやや広いように思われます。

例えば、香港外のフランチャイザーに対して支払うアップフロントのフランチャイズ料は、香港における商標の使用権や、商標または事業運営モデルの使用に関連した知識を提供することを対象としており、通常、香港で源泉徴収税が課されます。

しかしながら、フランチャイズ料のうち商標使用权に関連する部分は、提案されている損金算入の対象となり得る一方、知識の提供に関連する部分は、IROのセクション16E(4)に定義される「ノウハウ」に該当しないと考えられるため、対象とならない可能性があります。コンサルテーション・ペーパーでは、このような費用について、提案されている損金算入の適用上、按分が認められるかどうかは明示されていません。

したがって、EYは政府に対し、(i) アップフロントのライセンス料について、そのライセンス料が**香港外ライセンサーに発生、または香港外ライセンサーが受領するものであって**、香港で源泉徴収税の対象となるのであれば、その支払について損金算入を認めること、または(ii) 支払われるアップフロントのライセンス料が適格IPおよび非適格IPの双方を対象とする場合には、当該IPの評価に基づいて当該ライセンス料を按分して損金算入することを明示的に認めることを提案しています。

香港のライセンサーに対するアップフロントのライセンス料の「発生」にのみに基づく課税

さらに、政府は、香港のライセンサーに係るアップフロントのライセンス料について、提案されている「発生または受領」ベースではなく、「発生」にのみ基づいて課税することも検討できるものと考えられます。

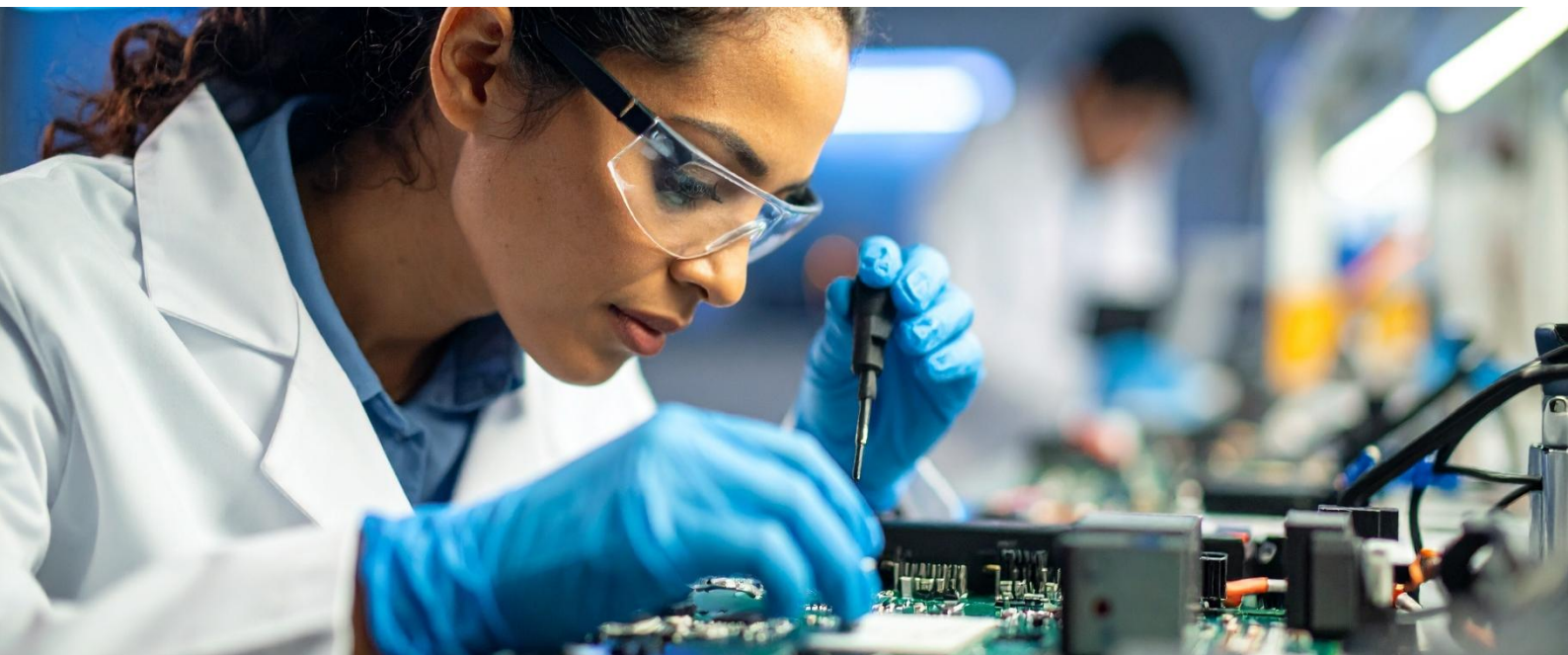
後者の基準では、香港のライセンサーに係るアップフロントのライセンス料は、その相当部分が「発生」に基づきその後の年度に会計上認識される場合であっても、当該ライセンス料を受領した年度に課税されます。

IPに係る評価報告書の提出要件における300万香港ドルという低基準額

IPの取得に伴う投資が300万香港ドル以上の場合に独立評価報告書の取得を求めるといった要件については、その基準額が低いように思われます。基準額がIPごとに適用される場合であっても、複数のIPが含まれる取引ごとに適用される場合であっても同様です。

シンガポールにおける同様の基準額である1,000万シンガポールドルとの整合性を図る観点から、EYは、政府に対し、当該基準額を取引1件当たり6,000万香港ドルへ引き上げることを検討することを提案しています。

上記政府案に関する法案は、2026年中に議会に提出される見込みです。上記についてご質問がございましたら、ご担当の税務専門家にご連絡ください。



Hong Kong office

Jasmine Lee, Managing Partner, Hong Kong & Macau

27/F One Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong

Tel: +852 2846 9888 Fax: +852 2868 4432

Non-financial Services			Financial Services	
Wilson Cheng Tax Leader for Hong Kong and Macau +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com			Paul Ho Tax Leader for Hong Kong +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	
Hong Kong Tax Services			Hong Kong Tax Services	
Wilson Cheng +852 2846 9066 wilson.cheng@hk.ey.com	Jacqueline Chow +852 2629 3122 jacqueline.chow@hk.ey.com	Ryan Dhillon +852 3752 4703 ryan.dhillon@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Ming Lam +852 2849 9265 ming.lam@hk.ey.com
Tracy Ho +852 2846 9065 tracy.ho@hk.ey.com	Ada Ma +852 2849 9391 ada.ma@hk.ey.com	Jennifer Kam +852 2846 9755 jennifer.kam@hk.ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	Helen Mok +852 2849 9279 helen.mok@hk.ey.com
May Leung +852 2629 3089 may.leung@hk.ey.com	Karina Wong +852 2849 9175 karina.wong@hk.ey.com	Leo Wong +852 2849 9165 leo.wong@hk.ey.com	Customer Tax Operations and Reporting Services	
Ricky Tam +852 2629 3752 ricky.tam@hk.ey.com	Susan Kwong +852 2629 3117 susan.tm.kwong@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@hk.ey.com	Paul Ho +852 2849 9564 paul.ho@hk.ey.com	Francis Tang +852 2629 3618 francis-ks.tang@hk.ey.com
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com		US Tax Services	
China Tax Services			Camelia Ho +852 2849 9150 camelia.ho@hk.ey.com	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com			International Tax Services	
Gloria Chan +852 2849 9244 gloria.lk.chan@hk.ey.com			Sophie Lindsay +852 3189 4589 sophie.lindsay@hk.ey.com	Maggie Mang +852 3471 2759 maggie.mang@hk.ey.com
US Tax Services			Karen Lui +852 2232 6455 karen.sy.lui@hk.ey.com	
Cliff Tegel +852 2629 3434 cliff.tegel1@hk.ey.com			Steve Strathdee +852 2629 3378 steve.strathdee@hk.ey.com	
Payroll Operate	Accounting Compliance and Reporting			
Vincent Hu +852 3752 4885 vincent-wh.hu@hk.ey.com	Linda Liu +86 21 2228 2801 linda-sy.liu@cn.ey.com	Cecilia Feng +852 2846 9735 cecilia.feng@hk.ey.com	Bas Sijmons +852 2846 9704 bas.sijmons1@hk.ey.com	
International Tax Services			Transfer Pricing Services	
Winnie Kwan +852 2629 3211 winnie.yw.kwan@ey.com	Martin Richter +852 2629 3938 martin.richter@hk.ey.com	Kenny Wei +852 2629 3941 kenny.wei@hk.ey.com	Ka Lok Chu +852 2629 3044 kalok.chu@hk.ey.com	Justin Kyte +852 2629 3880 justin.kyte@hk.ey.com
Ivan Lam +852 2515 4184 ivan.wm.lam@hk.ey.com	Monica Leung +852 2629 3272 monica.leung@hk.ey.com	Lewis Chan +852 2629 3194 lewis.chan@hk.ey.com		
Transaction Tax Services			Transaction Tax Services	
Jane Hui +852 2629 3836 jane.hui@hk.ey.com	Jasmine Tian +852 2629 3738 jasmine.tian@ey.com	Emma Campbell +852 2629 1714 emma.ef.campbell@ey.com	Sunny Liu +852 2846 9883 sunny.liu@hk.ey.com	
Tax Technology and Transformation Services				
Robert Hardesty +852 2629 3291 robert.hardesty@hk.ey.com				
People Advisory Services				
William Cheung +852 2629 3025 william.cheung@hk.ey.com	Anthony Lam +852 2629 3645 anthony.lam@hk.ey.com	Emily Chan +852 2629 3250 emily-my.chan@hk.ey.com	Winnie Walker +852 2629 3693 winnie.walker@hk.ey.com	Paul Wen +852 2629 3876 paul.wen@hk.ey.com

EY | Building a better working world

EY is building a better working world by creating new value for clients, people, society and the planet, while building trust in capital markets.

Enabled by data, AI and advanced technology, EY teams help clients shape the future with confidence and develop answers for the most pressing issues of today and tomorrow.

EY teams work across a full spectrum of services in assurance, consulting, tax, strategy and transactions. Fueled by sector insights, a globally connected, multi-disciplinary network and diverse ecosystem partners, EY teams can provide services in more than 150 countries and territories.

All in to shape the future with confidence.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients, nor does it own or control any member firm or act as the headquarters of any member firm. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation are available via ey.com/privacy. EY member firms do not practice law where prohibited by local laws. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax services

Your business will only succeed if you build it on a strong foundation and grow it in a sustainable way. At EY, we believe that managing your tax obligations responsibly and proactively can make a critical difference. Our 50,000 talented tax professionals, in more than 150 countries, give you technical knowledge, business experience, consistency and an unwavering commitment to quality service – wherever you are and whatever tax services you need.

© 2026 Ernst & Young Tax Services Limited.
All Rights Reserved.

06765-226Jpn
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax, legal or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com/china



Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up-to-date
with the latest EY news.